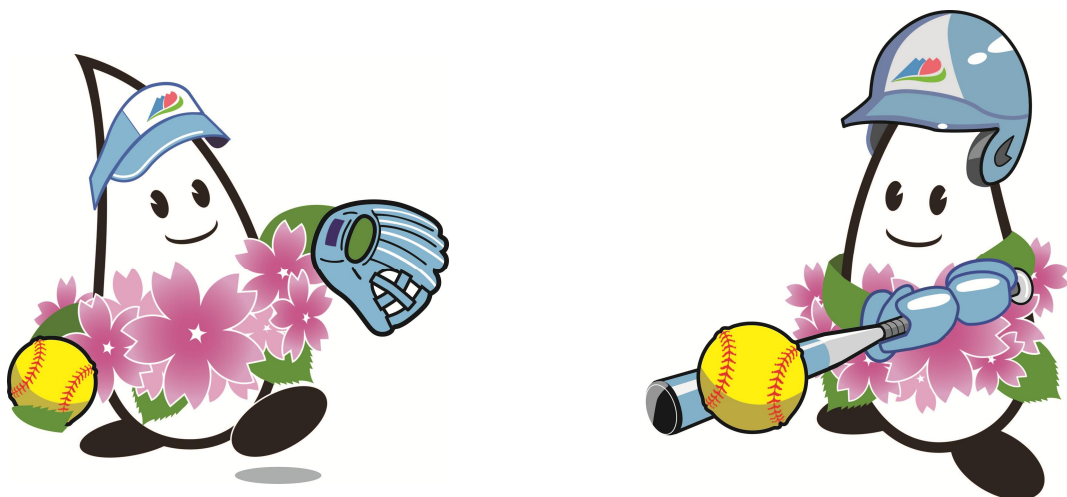


信州やまなみ国スポ・全障スポ伊那市実行委員会
第3回常任委員会



国スポ開催まであと **790** 日

全障スポ開催まであと **810** 日

日 時：令和8年（2026年）8月3日（月）午後2時

場 所：伊那市役所 501・502会議室

行こう。それぞれの頂へ。



信州やまなみ国スポ・全障スポ

第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会

信州やまなみ国スポ・全障スポ伊那市実行委員会 常任委員名簿

委員長

区分	組織	役職等	氏名
①市関係	市	市長	吉田 浩之

副委員長 3名

区分	組織	役職等	氏名
①市関係	市	副市長	城取 誠
①市関係	市議会	議長	三澤 俊明
①市関係	市教育委員会	教育長	福與 雅寿

委員 17名

区分	組織	役職等	氏名
①市関係	市議会	社会委員会委員長	伊藤 のり子
③スポーツ・競技団体関係	伊那市スポーツ協会	理事長	伊藤 直人
③スポーツ・競技団体関係	伊那市スポーツ推進委員会	委員長	伊藤 敦
③スポーツ・競技団体関係	長野県ソフトボール協会	会長	吉田 浩之
③スポーツ・競技団体関係	伊那市ソフトボール協会	会長	守屋 美喜男
④学校・教育関係	伊那市校長会	伊那市校長会会長	有賀 大
④学校・教育関係	長野県高等学校長会	伊那弥生ヶ丘高等学校 学校長	佐々木 俊秀
④学校・教育関係	伊那養護学校	校長	小池 景子
⑤社会・市民団体関係	伊那市区長会会長	会長	久保村 厚
⑥医療・福祉関係	伊那市医師会	会長	高橋 丈夫
⑥医療・福祉関係	伊那市社会福祉協議会	会長	林 俊宏
⑦宿泊・観光関係	伊那市観光協会	会長	吉田 浩之
⑧産業・経済関係	伊那商工会議所	会頭	唐木 和世
⑧産業・経済関係	伊那市商工会	会長	唐木 章
⑧産業・経済関係	上伊那農業協同組合	代表理事組合長	西村 篝
⑨輸送・交通関係	長野県タクシー協会 諏訪上伊那支部	支部長	白川 光朗
⑨輸送・交通関係	伊那バス（株）	代表取締役	藤澤 洋二

信州やまなみ国スポ・全障スポ伊那市実行委員会
第3回常任委員会 次第

日時：令和8年8月3日（月）午後2時

場所：伊那市役所 501・502会議室

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 報告事項

- | | |
|-----------------------------------|--------|
| (1) 信州やまなみ国スポ伊那市識別用品整備要項 | ・・・P1 |
| (2) 信州やまなみ国スポ・全障スポ伊那市保険加入要項 | ・・・P3 |
| (3) 信州やまなみ国スポ・全障スポ伊那市協賛取扱要項 | ・・・P5 |
| (4) 信州やまなみ国スポ伊那市ボランティア募集要項 | ・・・P7 |
| (5) 信州やまなみ国スポ伊那市観光・おもてなし実施要項 | ・・・P9 |
| (6) 信州やまなみ国スポ伊那市案内所・休憩所設置要項 | ・・・P10 |
| (7) 信州やまなみ国スポ伊那市売店設置要項 | ・・・P11 |
| (8) 信州やまなみ国スポ伊那市歓迎装飾実施要項 | ・・・P16 |
| (9) 信州やまなみ国スポ・全障スポ伊那市医療救護対策要項 | ・・・P17 |
| (10) 信州やまなみ国スポ・全障スポ伊那市感染症（防疫）対策要項 | ・・・P20 |
| (11) 信州やまなみ国スポ・全障スポ伊那市食品衛生対策要項 | ・・・P21 |
| (12) 信州やまなみ国スポ・全障スポ伊那市環境衛生対策要項 | ・・・P23 |
| (13) 信州やまなみ国スポ・全障スポ伊那市輸送交通実施要項 | ・・・P25 |
| (14) 信州やまなみ国スポ・全障スポ伊那市警備消防防災実施要項 | ・・・P29 |

4 議 事

(1) 第1号議案

信州やまなみ国スポ・全障スポ伊那市リハーサル大会開催基本計画（案） ・・・P32

5 その他

6 閉 会

[添付資料] 伊那市実行委員会会則 ・・・P34

信州やまなみ国スポ伊那市識別用品整備要項

1 趣旨

この要項は、信州やまなみ国スポ（以下「大会」という。）および競技別リハーサル大会（以下「リハーサル大会」という。）において、本市で開催される競技会の円滑な運営を図るため、競技役員等の識別用品について、必要な事項を定める。

2 整備品目

識別用品として整備する品目は、簡素・効率化を考慮して、原則として次のとおりとする。

(1) 大会

- ア IDカード（カードケースを含む。）
- イ 服飾品
- ウ その他大会の運営上必要が生じた識別用品

(2) リハーサル大会

- ア IDカード（カードケースを含む。）
- イ 服飾品
- ウ その他リハーサル大会の運営上必要が生じた識別用品

3 配布対象者

識別用品の配布対象者は、次のとおりとする。ただし、配布対象者によっては、簡素・効率化を考慮して、配布物を限定することができるものとする。

- (1) 大会役員
- (2) 競技会役員
- (3) 競技役員
- (4) 競技補助員
- (5) 競技会係員
- (6) 競技会補助員
- (7) 選手、監督、大会関係者
- (8) 視察員、報道員
- (9) その他

4 識別用品の着用

配布対象者は、原則として信州やまなみ国スポ・全障スポ伊那市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が準備する識別用品を着用することとする。

5 識別用品のデザイン

識別用品のデザインは、原則として実行委員会が指定し、大会およびリハーサル大会に従事する役員、係員等の識別を図ることができるものとする。

6 競技団体による整備

競技役員および競技補助員に配布する識別用品については、競技団体が代替品目の整備を希望し、整備品目およびデザインについて、実行委員会が競技運営等により必要と認めた場合は、その整備に要する費用を負担することができる。

なお、競技団体が整備する場合の負担金の単価は、実行委員会が同様の識別用品の整備に要する1人あたりの額を上限とする。

7 その他

この要項に定めるもののほか、識別用品の整備について必要な事項は別に定める。

信州やまなみ国スポ・全障スポ伊那市保険加入要項

1 趣旨

この要項は、信州やまなみ国スポ・全障スポにおいて、信州やまなみ国スポ・全障スポ伊那市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が加入する保険について、必要な事項を定めるものとする。

2 契約

保険は、実行委員会が直接または社会福祉法人伊那市社会福祉協議会（以下「社協」という。）を通じて、損害保険会社と保険契約を締結する。

3 保険内容

実行委員会は、次に掲げる事故について、必要に応じて損害賠償責任保険および傷害保険に加入する。

（1）損害賠償責任事故

大会期間中等に第三者に対して損害を与え、かつ、被害者から損害賠償を求められ、法律上の損害賠償責任を負う事故をいい、損害の種類により次に掲げるものに分類する。

ア 施設賠償事故

競技会場、練習会場、案内所等および会場内外に設置する看板や仮設物等、実行委員会が所有または管理運営するものならびに運営上の過失から生じた事故により、第三者の生命、身体または所有物に損害を与え、損害賠償責任を負う事故をいう。

イ 医師等賠償事故

実行委員会が管理運営する救護施設等での医師又は看護師等の医療行為及び看護業務等により、第三者の生命、身体に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

ウ 生産物賠償事故

実行委員会が提供した飲食物に起因して、第三者に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

エ 受託物賠償事故

実行委員会が借り受け、または預かった第三者の財物を破損、汚損もしくは紛失させたことにより、損害賠償責任を負う事故をいう。

オ ボランティア賠償責任事故（社協取扱保険）

競技会補助員の活動中の偶然の事故に起因して、第三者に損害を与えたことにより、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

（2）傷害事故

大会役員、競技会役員、競技役員、競技補助員、競技会補助員、医師および看護師等の大会従事者が、大会期間中等に従事しているとき、または当該業務に従事するため自宅もしくは宿泊所を出てから帰宅するまでの往復途上において発生した偶然の事故により、生命または身体に生じた事故をいう。

また、一般観覧者においては、実行委員会が管理運営する競技会場エリアにおいて発生した偶

然の事故により、生命または身体に生じた事故をいう。

4 適用除外

前項の規定にかかわらず、次に掲げる事故については、保険の対象外とする。

(1) 損害賠償責任事故

- ア 故意による事故
- イ 地震、台風等の天災による事故
- ウ その他保険約款上に定めのあるもの

(2) 傷害事故

- ア 被保険者の故意による事故
- イ 地震、台風等の天災による事故
- ウ 保険対象者の疾病、心神喪失による事故
- エ 保険対象者の自殺、犯罪行為による事故
- オ その他保険約款上に定めのあるもの

5 事故報告

- (1) 大会期間中等に事故が発生した場合、競技会係員は速やかに事故報告書（様式第1号）を作成し、実行委員会に提出しなければならない。
- (2) 市実行委員会は、前項の報告を受理した場合は、速やかにその旨を損害保険会社に連絡し、所定の手続きを行う。

6 その他

- (1) この要項に定めのない事項は、本契約に係る賠償責任保険普通保険約款、傷害保険普通保険約款、特別約款及び特約条項の定めるところによる。
- (2) 本市で開催するリハーサル大会における保険加入の取扱いについても、必要に応じてこの要項を準用する。
- (3) この要項に定めるもののほか、保険加入について必要な事項は、別に定める。

様式 略

信州やまなみ国スポ・全障スポ伊那市協賛取扱要項

1 趣旨

この要項は、信州やまなみ国スポ・全障スポ及び競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）における協賛の取扱いについて、必要な事項を定める。

2 協賛の内容

協賛の内容は、原則として大会の広報啓発及び歓迎装飾に係る物品またはその他大会の運営に要する用具等（以下「協賛物品等」という。）の受入れとする。

3 協賛の実施方法

- (1) 協賛は、信州やまなみ国スポ・全障スポ伊那市実行委員会（以下「実行委員会」という。）において受け入れる。
- (2) 協賛の方法は、提供または貸与とする。
- (3) 協賛の申込みは、協賛申込書（様式第1号）により行う。
- (4) 協賛の受入れを決定し、これを受領したときは、協賛受領書（様式第2号）を協賛者に交付する。
- (5) 協賛物品等の搬入、据付、撤去等にかかる費用は、原則として協賛者の負担とする。

4 協賛として受け入れないもの

- (1) 大会の趣旨に反するもの
- (2) 法令等に違反するもの及び公の秩序または良俗を乱すおそれがあると認められるもの
- (3) 青少年の健全な育成に支障を及ぼす恐れがあると認められるもの
- (4) 政治活動、宗教活動等にあたると認められるもの
- (5) 個人の氏名を宣伝する目的と認められるもの
- (6) その他実行委員会が適当でないと認めるもの

5 協賛の表示

- (1) 協賛物品等には、協賛者の意向に応じ協賛の表示を行うことができる。ただし、協賛物品等に直接表示することができない場合は、この限りではない。
- (2) 前号の規定により表示する場合は、表示方法、表示箇所、文字等の大きさ等について、事前に実行委員会と協議を行うものとする。

6 協賛への謝意

協賛物品等の提供を受けたときは、協賛者に対して感謝状の贈呈等を行うことができる。
また、必要に応じて実行委員会ホームページ等にその旨を掲載することができる。

7 協賛の受入期間

協賛の受入期間は、大会終了までとする。

8 その他

この要項に定めるもののほか、協賛の取扱いについて必要な事項は別に定める。

様式 略

信州やまなみ国スポ伊那市ボランティア募集要項

1 趣旨

この要項は、信州やまなみ国スポ及び競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）における、運営等に携わるボランティアの募集に関し、必要な事項を定める。

2 募集主体

信州やまなみ国スポ・全障スポ伊那市実行委員会（以下「実行委員会」という。）

3 活動種別及び活動内容

運営に従事するボランティアの主な活動内容は、次のとおりとする。

区 分	主な活動内容
受付・案内	競技会場等における受付・案内、資料配付、情報提供 等
休憩所	休憩所におけるドリンクサービス、おもてなし 等
弁当配付	弁当引換所における弁当の配布及び空き箱の回収 等
会場整理	競技会場における会場準備、来場者の誘導 等
環境美化	競技会場内外の美化・清掃活動、草花等の管理 等
駐車場整理	駐車場の案内・整理、シャトルバス等の乗降案内 等
その他	上記のほか、競技会運営に関する活動

4 募集期間及び募集人数

募集期間及び募集人数は次のとおりとする。ただし、実行委員会は必要に応じて適宜変更ができるものとする。

- (1) 募集期間 募集開始のときから募集人数に達するまで
- (2) 募集人数 50 人程度

5 応募要件

ボランティア活動時に中学生以上であり、以下のいずれかに該当すること。ただし、応募時点で 18 歳未満の方の申し込みについては、保護者の同意を得るものとする。

- (1) 伊那市に在住、通勤、通学している個人
- (2) 伊那市に活動拠点を有する団体
- (3) 上記以外に、実行委員会が必要と認めた個人および団体

6 応募方法

伊那市公式ホームページの応募フォームにより申し込むか、所定の申込書に必要事項を記載の上、実行委員会事務局に持参、郵送、FAX、電子メールのいずれかにより申し込む。ただし、18 歳未満の方の申し込みについては、保護者の同意が必要となるため、持参または郵送に限る。

7 登録・変更・取消

- (1) 実行委員会は、応募要件を満たした応募者をボランティアとして登録する。

- (2) 実行委員会は、本人または当該団体の代表者から届出があった場合に登録内容を変更することができる。
- (3) 実行委員会は、次の場合に登録を取り消すことができる。
 - ア 本人または当該団体の代表者から届出があったとき
 - イ 大会のイメージを損なう行為があったとき
 - ウ 大会運営に支障があると判断したとき

8 活動期間

ボランティア登録後から大会終了までとする。ただし、登録時点において小学生の場合、活動開始（研修会等を含む。）は中学生になってからとする。

9 活動内容の決定

登録者の具体的な活動内容および活動日時については、実行委員会が実施する希望調査等を参考に決定するものとする。

10 研修等

実行委員会は登録者に対し、大会に関する認識を深め、円滑な大会運営を行えるよう、必要に応じて研修会等を実施するものとする。

11 報酬及び交通費

ボランティア活動、説明会および研修会等の参加に係る報酬は無償とし、交通費は自己負担とする。

12 服飾及び食事

ボランティアの活動にあたっては、ボランティアであることが識別できる服飾等および食事等について、必要に応じて実行委員会が支給する。

13 保険

ボランティア活動及び研修会等の実施にあたり、必要に応じて実行委員会の負担で「傷害保険」および「損害賠償責任保険」に加入するものとする。ただし、上記以外の活動における事故等について、実行委員会は責任を負わないものとする。

14 個人情報の取扱い

応募者の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）をはじめ、関係法令の規定に基づき、適正に管理・保護する。

15 写真及び動画の取扱い

ボランティア登録者の活動等の状況が撮影された写真及び動画は、大会の広報及び活動報告をする目的の限りにおいて、伊那市の公式ホームページやその他広報媒体、大会報告書等に掲載できるものとする。

16 その他

この要項に定めるもののほか、ボランティア募集について必要な事項は別に定める。

信州やまなみ国スポ伊那市観光・おもてなし実施要項

1 趣旨

この要項は、信州やまなみ国スポ及び競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）に参加する、選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）に心のこもったおもてなしを提供するために必要な事項を定める。

2 内容

(1) 観光

大会参加者等に伊那市の豊かな自然や歴史、景観、文化、食などを紹介するため、観光パンフレットやガイドブック等を案内所や競技会場で配布するとともに、ホームページやSNS等で発信する。

(2) おもてなし

ア 競技会係員およびボランティア等に対し、接遇意識向上のための研修会等が必要に応じて実施する。

イ 大会終了後の伊那市への誘客を図るため、競技会場において伊那市の魅力あるを感じていただける取組みを実施するほか、食の提供するコーナーを設置し、大会参加者等との交流を図る。

3 その他

(1) この要項に定めるもののほか、観光・おもてなしについて必要な事項は別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会については、必要に応じてこの要項を準用する。

信州やまなみ国スポ伊那市案内所・休憩所設置要項

1 趣旨

この要項は、信州やまなみ国スポ及び競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）に参加する、選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）に対し、競技会、宿泊、交通、観光、物産等の案内を行う案内所及び憩いの場・交流の場を提供するための休憩所の設置並びに運営について、必要な事項を定める。

2 案内所の種類

案内所は、総合案内所及び会場内案内所とする。

3 設置場所

総合案内所は、伊那ニッパツスタジアムに関係機関等と協議のうえ設置する。また、会場内案内所及び休憩所は、各競技会場に設置する。

4 設置期間

総合案内所の設置期間は、関係機関等と協議のうえ定める。また、会場内案内所及び休憩所の設置期間は、原則として各競技会の開始日から終了日までとする。

5 開設時間

総合案内所の開設時間は、関係機関等と協議のうえ定める。また、会場内案内所及び休憩所の開設時間は、原則として開会行事又は競技開始 1 時間前から競技終了又は閉会行事終了後 30 分までとする。

6 業務内容

(1) 総合案内所

- ア 競技の案内に関すること。
- イ 交通、宿泊及び観光・物産等の案内に関すること。
- ウ 案内資料等の配布に関すること。
- エ その他各種案内に関すること

(2) 会場内案内所

- ア 大会参加者等の受付案内及び資料等の配布に関すること。
- イ 競技の案内に関すること。
- ウ 交通、宿泊及び観光・物産等の案内に関すること。
- エ 迷子、遺失物及び拾得物の受付に関すること。
- オ その他各種案内に関すること。

(3) 休憩所

- ア 必要に応じて行う大会参加者等への飲食物の提供に関すること。
- イ その他、休憩所運営に関すること。

7 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、案内所及び休憩所の設置運営について必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における案内所及び休憩所の設置運営についても、必要に応じてこの要項を準用する

信州やまなみ国スポ伊那市売店設置要項

1 趣旨

この要項は、信州やまなみ国スポ及び競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）に参加する、選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の便宜を図るため、信州やまなみ国スポ・全障スポ伊那市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が実施する売店の設置及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

2 設置場所

各競技会場等に設置する。ただし、実行委員会は、必要に応じて設置場所を変更することができる。

3 設置期間

各競技会の開催期間中とする。ただし、実行委員会は、必要に応じて設置期間を変更することができる。

4 開設時間

競技開始 1 時間前から競技終了後 30 分までとする。ただし、実行委員会は必要に応じて、開設時間を変更することができる。

5 出店数、位置及び規模

出店数及び出店位置は、実行委員会が決定し、出店規模は、1 店舗あたり 20 m²以内とする。ただし、実行委員会は出店状況等を勘案し、必要に応じてこれを変更することができる。

6 販売品目等

売店における販売品目等は、次に掲げるものとする。

(1) スポーツ用品

(2) 大会記念グッズ

国民スポーツ大会標章又は信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）が定める愛称、スローガン及びマスコット等を使用した商品であり、それぞれ公益財団法人日本スポーツ協会又は県実行委員会の使用承認を得ているものであること。

(3) 郷土物産品

(4) 飲食物（アルコール飲料を除く。ただし、実行委員会が郷土物産品と認めるものは、販売品目とすることができる。）

ア 製造加工品

食品衛生関連法令に規定する営業許可施設等において製造、加工をされたもので、容器包装等により衛生的な措置がとられ、法令等の規定に基づく表示がなされているものであること。

イ 現場調理品

あらかじめ営業許可施設等において下処理されたものを搬入し、提供直前に簡易な調理をされたものであること。

(5) 宅配便

(6) その他、実行委員会が必要と認めるもの

7 出店者条件

出店者の条件は、次の(1)及び(2)を満たす者とする。

(1) 次に掲げる要件のいずれかを満たす者

- ア 原則として、伊那市に住所を有し、申請時に1年以上営業を継続している者
- イ 競技団体からの推薦があり、実行委員会が必要と認めた者
- ウ 第77回国民体育大会以降の国民体育大会、国民スポーツ大会又は競技別リハーサル大会で出店実績のある者
- エ その他、実行委員会が認めた者

(2) 次に掲げる要件の全てを満たす者

- ア 各競技会の開催期間中、この要項で定める開設時間を遵守し、継続して出店すること。ただし、特別な事情により実行委員会から許可を得て、閉設日を設ける場合を除く。
- イ 法令等により許可又は届出を必要とする営業については、当該許可又は届出を提出していること。
- ウ 申請日時点において過去1年間に当該出店業務に関する法令等に違反して、営業停止等の重大な処分を受けていないこと。
- エ 飲食物販売の出店者については、申請日時点において過去3年間に食中毒発生等による行政処分を受けていないこと。
- オ 調理従事者については、出店前1月以内に検便検査を実施し、その結果を実行委員会へ提出できること。なお、当該検査項目は、赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌を含むものとする。
- カ 申請時点において市税等の滞納がないこと。
- キ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及び同条第6号に掲げる暴力団員並びにそれらの利益となる活動を行う者ではないこと。また、販売員として暴力団員等を雇用していないこと。

8 運営設備等

次に掲げるものについては、実行委員会が準備し、その他必要な設備等（発電機、給排水設備等）については、出店者が準備する。ただし、実行委員会が準備する運営設備等は、必要に応じて変更することができる。なお、実行委員会に許可を受けて火気又は燃料等危険物を使用する出店者にあつては、必要に応じて所轄消防署に届け出るとともに、出店区画内に必ず消火器を設置しなければならないものとする。

- (1) テント（2間×3間）1張（横幕を含む。）
- (2) 長机6台以内
- (3) 椅子4脚以内

9 出店申請

出店希望者は、実行委員会が定める期日までに次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 売店出店申請書（様式第1号）
- (2) 売店出店概要書（様式第2号）
- (3) 売店従事者・搬入車両予定表及び持込み備品調書（様式第3号）
- (4) 誓約書兼承諾書（様式第4号）
- (5) 売店責任者の本人確認書類（運転免許証、パスポート等公的機関が発行した顔写真付きで本人確認ができるものの写し）
- (6) 市税の納税証明書（写しでも可、該当者のみ）
- (7) その他、実行委員会が必要と認める書類

- 10 経費負担
(1) 売店の運営に要する経費は、出店者が負担する。
(2) 出店料は無料とする。
- 11 出店者の選定
(1) 実行委員会は、第9に規定する申請があったときは、この要項に基づいて審査するとともに、売店の設置目的、大会参加者等のニーズ、郷土物産品のPR、販売品目のバランス等を考慮したうえで出店者を選定する。この場合において、申請者が次のいずれかに該当するときは、当該申請をした者を優先して選定する。
ア 伊那市に店舗を有する者
イ 売店の販売品目に係る業種別協議会、連合会、協同組合等の団体
ウ 障害者就労施設等
エ その他、実行委員会が適当と認める者
(2) 実行委員会は、出店者として選定した者に対して、売店許可決定通知書（様式第5号）及び売店出店許可証（様式第6号）を発行するものとする。
- 12 保健所への手続き
営業許可等を必要とする出店者については、売店許可決定通知書を受けとったときは速やかに管轄保健所に必要な届出を行い、許可証等の写しを実行委員会に提出しなければならない。
- 13 売店監督員
(1) 実行委員会は、売店の円滑な運営を図るため、売店監督員を置く。
(2) 売店監督員は、信州やまなみ国スポ・全障スポ伊那市実施本部（以下「実施本部」という。）の職員とし、この要項に基づき、現場を巡回して売店の設置運営等に関する事項について監督する。
- 14 売店責任者
(1) 出店者は、当該従業員の中から売店責任者を定め、売店開設中常駐させなければならない。
(2) 売店責任者に変更があったときは、直ちに実行委員会に報告しなければならない。なお、変更の報告の際には、第9(5)で定める本人確認書類を提出すること。
(3) 売店責任者は、売店監督員の指示に従い、当該売店の管理運営にあたらなければならない。
(4) 飲食物を取り扱う売店責任者は、調理・保管、販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し、従事者の指導に努めなければならない。
- 15 禁止事項
出店者及びその従事者は、次に掲げる行為をしてはならない。
(1) 出店者の権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸し、又は管理運営を第三者に委託すること。
(2) 商品を不当な価格で販売すること。
(3) 指定された場所以外での立ち売り及び呼び込み販売をすること。
(4) 指定された場所以外で飲食物の調理、加工等をすること。
(5) アルコール飲料の販売及び試飲を含む無償提供をすること。ただし、試飲を含む無償提供をせず、実行委員会が郷土物産品と認めたアルコール飲料を販売する場合を除く。

- (6) 危険物の販売及び無償提供をすること。
- (7) 許可された品目以外の物を販売すること。
- (8) 拡声器及び音響器具類を使用すること。
- (9) 実行委員会の許可を得ていない火気又は燃料等危険物を使用すること。
- (10) その他、大会運営に支障を及ぼす恐れのある行為をすること。

16 遵守事項

出店者及びその従事者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 実行委員会が交付する売店出店許可証（様式第6号）を店頭の見やすい位置に掲示すること。
- (2) 販売品等の搬入搬出に使用する車両には、実行委員会が交付する駐車許可証を指定の位置に掲げ、販売品等の搬入搬出及び陳列は実行委員会が指示する時間内に完了させること。なお、原則として搬入車両は、1売店につき1台とする。
- (3) 売店の装飾は、販売品を表示する看板等を主体とし、宣伝広告用のものは掲示しないこと。
- (4) 販売品には、関係法令の定めるところにより適切な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (5) 売店及びその周辺の清掃は出店者の責任において行い、発生したごみは毎日各自で搬出し、環境美化に努めること。
- (6) 飲食物を販売する売店は、食品衛生関係法令を遵守するとともに、出店区画前にごみ箱を設置し、容器、食べ残し等を回収する販売方法をとること。さらに、調理等により生じた廃棄物の処理は適正に行い、常に清潔にしておくこと。
- (7) 服飾は、清潔な衣服を着用し、実行委員会が別途交付するIDカードを着用すること。
- (8) 接客にあたっては、おもてなしの心で、親切丁寧な対応を心がけること。
- (9) 従事者の変更、追加、削除等があった場合には、直ちに実行委員会に報告するものとし、変更又は追加に係る報告の際は、当該従事者の運転免許書等の本人確認書類を添付すること。
- (10) 天候の悪化等の事情により、実行委員会がやむを得ず危険回避等のために撤去命令等の指示を出したときには、その指示に従うこと。
- (11) 関係法令を遵守し、施設管理者、実行委員会及び売店監督員の指示に従うこと。
- (12) 実行委員会が大会前に開催する出店者説明会は必ず出席すること。

17 管理運営

売店設置期間の全ての時間において販売品及び売店備品の管理は、出店者の責任において行うものとし、火災、盗難その他不可抗力による損害に対しても、実行委員会は一切の責任を負わないものとする。

18 事故発生時の対応

売店において事件又は事故が発生したときは、売店責任者は初期対応にあたりとともに、実施本部に直ちに連絡し、その指示に従うものとする。また、不審者又は不審物を発見したときは、売店責任者は直ちに実施本部に報告するとともに、その指示に従うものとする。

19 許可の取消し

実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当したときは、売店出店許可を取り消し、撤去命令を出すことができる。なお、この場合において、出店者は実行委員会に対して損害賠償を請求することはできない。

- (1) 関係法令及びこの要項に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請又は不当な手段により出店許可を受けたことが判明したとき。
- (3) 保健所からの指示があったとき。
- (4) その他、実行委員会が不相当と認めたとき。

20 損害賠償

出店者又はその従事者が、競技会場内の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、出店者はその損害賠償の責任を負うものとする。

21 補填及び補償

- (1) 出店者は、収益が得られなかった場合でも、その損害の補填及び補償を実行委員会に請求することはできない。
- (2) 出店者は、天候不良（自然災害を含む。）等、実行委員会が予測できない理由により、出店が中止又は縮小になった場合でも、出店準備で生じた経費等を実行委員会に請求することはできない。

22 原状回復

出店者は、設置期間終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出して原状回復し、売店監督員の確認を受けなければならない。出店者が原状回復を怠ったときは、実行委員会が当該出店者に代わってこれを行い、要した費用を当該出店者に請求することができる。

23 その他

- (1) 競技別リハーサル大会については、必要に応じてこの要項を準用する。
- (2) この要項に定めるもののほか、売店の設置について必要な事項は別に定める。
- (3) 信州やまなみ全障スポにおける売店設置については、県実行委員会と協議して実施する。

信州やまなみ国スポ伊那市歓迎装飾実施要項

1 趣旨

この要項は、信州やまなみ国スポ及び競技別リハーサル大会（以下「大会」とう。）に参加する、選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の歓迎、市民の開催機運や歓迎ムードを高めるための歓迎装飾について、必要な事項を定めるものとする。

2 装飾場所

競技会場、主要駅及びその他必要と認められる場所に設置する。

3 装飾期間

歓迎装飾の実施期間は、施設管理者等と協議の上、装飾ごとに適切な期間を定める。

4 装飾内容

看板、横断幕、のぼり旗、プランター等を設置する。なお、設置の際は、景観等に配慮し、華美・過大な装飾は避けるとともに、関係機関、団体及び企業等の協力、市民運動との連携を図りながら、効果的な装飾に努める。

5 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、歓迎装飾について必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における歓迎装飾についても、必要に応じてこの要項を準用する。
- (3) 信州やまなみ全障スポ及びその競技別リハーサル大会における装飾内容については、長野県が設置した信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会と別途協議の上、必要に応じてこの要項を準用する。

信州やまなみ国スポ・全障スポ
伊那市医療救護対策要項

1 趣旨

この要項は、「信州やまなみ国スポ・全障スポ伊那市医事衛生基本計画」に基づき、第82回国民スポーツ大会・第27回全障害者スポーツ大会（以下「信州やまなみ国スポ・全障スポ」という。）における医療救護について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

信州やまなみ国スポ・全障スポ伊那市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て医療救護を実施する。

3 救護所の設置

（1）設置場所

救護所は、各競技会場の適切な場所に設置する。

ア 各競技会場の適切な場所に設置し、救護活動及び競技に支障のないようにする。

イ 救護所内部は、衛生管理に留意する。

ウ 救護所を明示するための看板等を設置する。

（2）人員配置

救護所には、必要に応じて医師、歯科医師、看護師、保健師、理学療法士、救急隊員等及び競技会係員を配置する。

（3）救護所の設置期間及び開設時間

ア 設置期間は、原則として競技会の競技日とする。

イ 開設時間は、原則として競技開始30分前から競技終了時までとする。ただし、必要に応じて、延長することができる。

（4）医薬品等の配備

救護所には、医薬品（ドーピング禁止物質を含有しないものに限る。）を配備するとともに、必要に応じて医療器具、AED（自動体外式除細動器）、その他必要物品等を配備する。

4 医療救護体制

医療救護体制については、次のとおり適切な対応を行う。

（1）救護所における医療救護

救護所では、傷病者に対する応急処置を行うほか、必要に応じて医療機関に移送する、もしくは最寄りの医療機関を紹介するなど、適切な処置を講じる。傷病者を医療機関に搬送する

場合は車両等での搬送又は救急自動車の出動を要請する。この場合、必ずチーム関係者等が同行することとする。

- (2) 医療機関に傷病者を搬送した場合、速やかに市実行委員会の医療救護担当者へ報告する。また、医療機関に搬送した傷病者のその後の症状、経過を把握するよう努める。

5 練習会場における医療救護

- (1) 練習会場には、必要に応じて、競技会係員等を配置する。
- (2) 練習会場には、必要に応じて、医薬品等を配備する。
- (3) 練習会場において、傷病者を医療機関に搬送する場合は、車両等での搬送又は救急自動車の出動を要請する。この場合、必ずチーム関係者等が同行することとする
- (4) 医療機関に傷病者を搬送した場合、速やかに市実行委員会の医療救護担当者へ報告する。また、医療機関に搬送した傷病者のその後の症状、経過を把握するよう努める。

6 信州やまなみ国スポ・全障スポ関連イベント等における医療救護

伊那市主催の信州やまなみ国スポ・全障スポ関連イベント等の開催に関して、必要に応じて医療救護を実施する。

7 宿泊施設における医療救護

- (1) 宿泊施設の責任者に対する周知徹底
傷病者が発生した場合、必要に応じて救急自動車等の出動要請や最寄りの医療機関の紹介を行うとともに、市実行委員会に報告するよう宿泊施設の責任者に対しパンフレットや各種通知により、医療救護体制について周知を図る。
- (2) 搬送情報の把握
傷病者が医療機関に搬送された場合、宿泊施設の責任者又は傷病者の関係者から、傷病者の住所、氏名、性別、年齢及び参加区分、傷病の発生時間、発生場所、発生原因及び現在の状況、搬送先の医療機関及び搬送方法等必要な事項を確認する。

8 救急自動車等の配備

救急自動車等の配備については、別途、関係機関と協議して定める。

9 医療費の負担

救護所での応急措置に係る費用及び救急自動車等による移送費用を除き、医療費は全て受診者が負担するものとする。

10 その他

- (1) 伊那市で開催するリハーサル大会における医療救護についても、必要に応じてこの要項を準用する。
- (2) この要項に定めるもののほか、医療救護について必要な事項は、別に定める。

信州やまなみ国スポ・全障スポ
伊那市感染症（防疫）対策要項

1 趣旨

この要項は、「信州やまなみ国スポ・全障スポ伊那市医事衛生基本計画」に基づき、第82回国民スポーツ大会・第27回全障害者スポーツ大会（以下「信州やまなみ国スポ・全障スポ」という。）における感染症（防疫）対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

信州やまなみ国スポ・全障スポ伊那市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て感染症（防疫）対策を実施する。

3 感染症（防疫）対策

（1）衛生に対する意識の向上

感染症の発生防止のため、市民、信州やまなみ国スポ・全障スポ参加者等の衛生に対する注意喚起を図り、手洗いをはじめとする感染対策等、予防に向けた取組を奨励する。

（2）感染症（防疫）に関する情報の収集及び提供

信州やまなみ国スポ・全障スポ参加者等に感染症患者が発生した場合に、関係機関が迅速に対応できるよう、必要な連絡体制を整備する。また、伊那市での流行状況を常に監視するとともに、信州やまなみ国スポ・全障スポ参加者等へホームページ等を活用した情報提供及び注意喚起を行う。

（3）感染症患者（疑似症患者、無症状病原体保有者を含む。）発生時の措置

信州やまなみ国スポ・全障スポ参加者等に感染症患者が発生した場合は、患者に対して医療機関に関する情報を迅速に提供するなど、適切な治療を受けられるよう努める。また、感染の拡大防止に向けて保健所等の関係機関の指導・助言を遵守するとともに、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等に基づき必要な措置を講じる。

4 その他

（1）伊那市で開催するリハーサル大会における感染症（防疫）対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

（2）この要項に定めるもののほか、感染症（防疫）対策について必要な事項は、別に定める。

信州やまなみ国スポ・全障スポ
伊那市食品衛生対策要項

1 趣旨

この要項は、「信州やまなみ国スポ・全障スポ伊那市医事衛生基本計画」に基づき、第82回国民スポーツ大会・第27回全障害者スポーツ大会（以下「信州やまなみ国スポ・全障スポ」という。）における食品衛生対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

信州やまなみ国スポ・全障スポ伊那市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て食品衛生対策を実施する。

3 食品衛生対策

（1）食品衛生に対する意識の向上

食品関係事業者、市民、信州やまなみ国スポ・全障スポ参加者等に食品衛生に対する意識の向上を図り、食品衛生の向上に努める。

（2）食品衛生管理の強化

保健所及び関係機関等の協力を得て、弁当調製施設、宿泊施設、土産食品の製造・販売施設、競技会場等の食品販売店に対して食品衛生管理の強化を図り、施設の衛生確保及び食品衛生の向上に努める。

（3）健康管理、食中毒発生防止の強化

食品関係事業者に対し、食中毒の発生防止を重点とした従事者の健康管理の徹底及び病原体保有者の発見に向けた保菌検査（検便）を励行するよう指導する。

① 対象者

- （ア）信州やまなみ国スポ・全障スポ参加者等が宿泊する施設の食品関係従事者
- （イ）信州やまなみ国スポ・全障スポ参加者等に昼食（弁当を含む。）を提供する食品関係従事者
- （ウ）競技会場において食品を提供する売店の従事者
- （エ）その他準備委員会が必要と認めた者

② 病原体保有者に対する対策

健康管理又は健康診断の結果、病原体保有者と判断された者については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等に基づき必要な措置を講じる。

（4）食中毒発生時の対応

信州やまなみ国スポ・全障スポ参加者等に食中毒患者が発生した場合は、食品衛生法等に基づき必要な措置を講じるとともに、関係機関が迅速に対応できるよう、必要な連絡体制を整備する。

4 その他

- (1) 伊那市で開催するリハーサル大会における食品衛生対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。
- (2) この要項に定めるもののほか、食品衛生対策について必要な事項は、別に定める

信州やまなみ国スポ・全障スポ
伊那市環境衛生対策要項

1 趣旨

この要項は、「信州やまなみ国スポ・全障スポ伊那市医事衛生基本計画」に基づき、第82回国民スポーツ大会・第27回全障害者スポーツ大会（以下「信州やまなみ国スポ・全障スポ」という。）における環境衛生対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

信州やまなみ国スポ・全障スポ伊那市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て環境衛生対策を実施する。

3 環境衛生対策

（1）環境衛生に対する意識の向上

市民、信州やまなみ国スポ・全障スポ参加者等の環境衛生に関する意識の向上を図り、環境美化の推進に努める。

（2）会場の環境美化

競技会場及び練習会場等の衛生管理体制を確立し、会場を清潔に保持するよう努める。

（3）生活環境の美化

会場、宿舎等の周辺における道路、河川、公園等公共の場所の清掃を積極的に行うとともに、空き缶、ペットボトル、たばこの吸い殻等の不法投棄の防止に向けた啓発に努める。

（4）廃棄物の処理

会場等における廃棄物の発生抑制、分別収集を徹底し、可能な限りリユース及びリサイクルに努める。また、リサイクルができない廃棄物については適切な処理を行う。

（5）宿舎の衛生対策

宿舎の管理者と連携し、宿泊者が快適な条件のもと過ごせるような宿舎及びその周辺の環境衛生管理が適切に実施できるよう強化を図る。

（6）飲料水の衛生対策

信州やまなみ国スポ・全障スポ参加者等が利用する施設等の維持管理の強化を図るなど、飲料水の衛生保持に努める。

（7）衛生害虫等の対策

ねずみ、衛生害虫等の発生防止対策の啓発に努めるとともに、必要に応じて予防及び駆除による衛生的な環境の確保を図る。

(8) 動物の適正管理

会場、宿舎等の周辺における動物の危害の防止を図る。また、飼い犬、猫等の適正な飼養管理に向けた啓発に努める。

(9) 受動喫煙防止対策

受動喫煙防止に関する意識の向上を図り、会場の敷地内禁煙化に努める。ただし、会場敷地内及び会場周辺における受動喫煙防止、防火対策及び環境美化のために必要と認められるときは健康増進法第28条第13号に定める「特定屋外喫煙場所」の要件を満たした場合に限り、会場敷地内の屋外の一部に、例外的に喫煙所を設置することができる。

4 その他

(1) 伊那市で開催するリハーサル大会における環境衛生対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

(2) この要項に定めるもののほか、環境衛生対策について必要な事項は、別に定める。

信州やまなみ国スポ・全障スポ
伊那市輸送交通実施要項

1 趣旨

この要項は、「信州やまなみ国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会（以下「信州やまなみ国スポ・全障スポ」）伊那市輸送交通基本計画」に基づき、信州やまなみ国スポ・全障スポにおける輸送交通実施の実備について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

信州やまなみ国スポ・全障スポ伊那市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関、関係団体等の協力を得て輸送交通業務を実施する。

3 輸送交通業務の一般的事項

（1）輸送対象者

輸送の対象者は伊那市で開催する競技会に参加する次の者とする。

- ア 選手・監督
- イ 競技役員、競技補助員
- ウ 競技会役員、競技会係員、競技会補助員
- エ 報道員、視察員
- オ 一般観覧者
- カ 上記の他、市実行委員会が必要と認めた者

（2）輸送交通業務の実施期間

輸送交通業務の実施期間は原則として、公式練習日を含む各競技会の会期中とする。ただし、特別な事情があると認められる場合は、この限りでない。

（3）輸送交通業務の範囲

- ア 輸送交通業務の範囲は、競技会場、練習会場、指定集合地、宿舎その他関連諸行事の会場（以下「競技会場等」という。）の相互間とする。
- イ 輸送については、原則として公共交通機関を利用することとし、公共交通機関による輸送が困難な場合及び競技会の運営に著しく支障が生じる場合は、計画輸送を行う。
- ウ 計画輸送は、原則として当該輸送交通業務の範囲が近距離（概ね1キロメートル未満をいう。）の場合は行わない。

4 輸送交通業務の内容

(1) 輸送業務の内容

ア 輸送計画の策定

市実行委員会は、関係機関・団体等の協力を得て、輸送対象者、発着場所、発着時刻等を内容とする輸送計画を策定する。

イ 指定集合地の設定

市実行委員会は、輸送の効率化を図るため、必要に応じて、関係機関、関係団体等と協議の上、指定集合地を設定する。

ウ 輸送経路の設定

市実行委員会は、参加人数、時間帯等を考慮し、関係機関、関係団体等と協議の上、輸送経路を設定する。

エ 輸送案内

市実行委員会は、必要に応じて主要な駅等に案内所を設置し、競技会場等への誘導案内を行う。

オ 広域配宿における輸送

市実行委員会は、広域配宿によって伊那市以外に所在する旅館等を宿舎として利用する選手・監督、役員等の輸送を実施する。

カ 一般観覧者の輸送

市実行委員会は、一般観覧者の安全、円滑かつ効率的な輸送を行うため、関係機関等の協力を得て、必要な措置を講じる。

キ バス・タクシー乗降所の設置及び係員の配置

市実行委員会は、輸送対象者の利便と安全を図るため、競技会場等内のバス・タクシーの発着場所に乗降場を設置し、必要に応じて、係員を配置する。

ク 全国輸送との連携

(ア) 市指定下車駅等の設定

市実行委員会は、県実行委員会と協議の上、選手・監督、役員等の下車駅等を、宿泊地の最寄りの駅等から1箇所以上設定する。

(イ) 指定下車駅等からの輸送

指定下車駅等と宿舎の相互間の輸送については、原則として公共交通機関等を利用した自主移動とする。ただし、市実行委員会は、移動距離及び道路交通事情を勘案し、必要に応じて輸送を実施する。

ケ 学校観戦の輸送

市実行委員会は、各競技の学校観戦について、事前に市内学校に調査等を行い、競技会場から2キロメートル未満の場合は徒歩、2キロメートル以上の場合には必要に応じて、関係機関等の協力を得て必要な措置を講じる。

(2) 輸送力の確保

ア 臨時バスの運行等

市実行委員会は、必要と認められる場合には、関係機関、関係団体等に対して、臨時バスの運行、バス路線の変更及び停留所の臨時設置等を要請するとともに、必要な措置を講じる。

イ 車両の確保

計画輸送に使用する車両については、借上バス・タクシー等により行い、関係機関・団体等の協力を得て、必要台数を市実行委員会が確保する。

ウ 予備車の確保

市実行委員会は、大会期間中、予備車を準備して緊急時に備える。

(3) 交通業務の内容

ア 交通規制

市実行委員会は、競技会の円滑な運営に万全を期するため、所轄警察署等の協力を得て、必要に応じて競技会場周辺等における交通規制措置を講じる。

イ 案内・誘導

市実行委員会は、輸送対象者を安全で正確かつ迅速に目的地に誘導するため、必要に応じて、主要道路、競技会場等及びその周辺、駐車場等に案内・誘導看板等を設置する。

ウ 交通整理

市実行委員会は、輸送対象者の通行の安全及び競技会場等周辺の混雑防止のため、必要な個所に係員を配置し、交通の整理誘導を実施する。

エ 路上駐車防止

市実行委員会は、交通渋滞や交通事故発生の要因となる路上駐車を防止するため、所轄警察署の協力を得て、必要に応じて競技会場周辺等を巡回し対応する。

オ 民間駐車場への迷惑駐車防止

市実行委員会は、競技会場周辺等の民間駐車場への迷惑駐車を防止するため、民間施設所有者等の協力を得て、必要に応じて競技会場周辺等を巡回し対応する。

カ 指定駐車場の確保及び開設

市実行委員会は、輸送対象者が利用する車両台数を勘案し、関係機関・団体等の協力を得て、競技会場、練習会場の周辺等に必要な指定駐車場の確保に努める。なお、移動距離及び道路交通事情を勘案し、必要に応じて、シャトルバスの運行等必要な措置を講じる。

キ 指定駐車場の管理及び運営

実行委員会は、指定駐車場に係員を配置し、車両の適切な誘導を行い、事故防止に努める。

ク 駐車許可証の交付

市実行委員会は、利用者を限定する必要がある特定の指定駐車場の利用者に対して、事前に駐車場許可証を交付し、許可車両であることを確認することにより、適切な車両誘導及び駐車場の円滑な管理運営を図る。

ケ 交通環境整備

市実行委員会は、大会期間中の環境への負荷の軽減及び交通混雑の緩和のため、輸送対象者に対して公共交通機関の利用の促進及び自家用車での来場自粛を働きかける。また、市民等に対しても、渋滞の原因となる路上駐車防止、民間駐車場への迷惑駐車防止、自家用車利用の自粛等の啓発を行う。

コ 道路機能の保全

市実行委員会は、大会関係車両の通行が予想される道路の破損個所の補修など必要な保全対策及び大会期間中に交通渋滞が予想される道路や競技会場等周辺の道路工事の抑制等について道路管理者へ協力を求める。

5 その他

- (1) 伊那市で開催するリハーサル大会における輸送交通業務の実施についても、必要に応じてこの要項を準用する。
- (2) この要項に定めるもののほか、輸送交通業務の実施について必要な事項は、別に定める。

信州やまなみ国スポ・全障スポ
伊那市警備消防防災実施要項

1 趣旨

この要項は、「信州やまなみ国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会伊那市警備消防防災基本計画」に基づき、信州やまなみ国スポ・全障スポ（以下「信州やまなみ国スポ・全障スポ」）における警備・消防防災業務の実備について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施期間

消防防災業務及び警備業務の実施期間は、信州やまなみ国スポ・全障スポ準備期間中及び大会会期中とする。

3 実施場所

消防防災業務及び警備業務の実施場所は、競技会場、練習会場、宿泊施設、沿道等（以下「競技会場等」という。）とする。

4 実施体制

（１）大会準備期間中

信州やまなみ国スポ・全障スポ伊那市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、消防・警察その他関係機関等（以下「関係機関等」という。）との連携を図りながら、平常時の業務体制で行う。

（２）大会開催期間中

実行委員会実施本部内に設置する消防警備部が実施主体となり、必要に応じて、競技会場等に消防警備班を設置する。

5 消防防災業務

（１）基本事項

ア 消防法等関係法令を遵守し、特に競技関連施設及び宿泊施設等の消防防災に取り組む。

イ 伊那市地域防災計画及び各施設の消防計画に定められた事項を基本とする。

（２）実施内容

ア 大会準備期間中

（ア）競技会場等における消防防災体制の確立に関すること。

（イ）競技会場等における消防防災設備、水利等の点検整備に関すること。

- (ウ) 消防防災に必要な教育訓練の実施に関する事。
- (エ) 防火防災意識の向上と啓発活動の推進に関する事。
- (オ) 競技会場等での避難に関する事。
- (カ) 競技会場及び宿泊施設の予防査察に関する事。
- (キ) 関係機関等との通信連絡体制の確立に関する事。
- (ク) その他必要な消防防災業務に関する事。

イ 大会会期中

- (ア) 競技会場等における火災等の予防、警戒及び鎮圧に関する事。
- (イ) 競技会場等における救急救助に関する事。
- (ウ) 競技会場等における避難経路の確保及び火災その他の災害発生時における避難誘導に関する事。
- (エ) その他必要な消防防災業務に関する事。

(3) 広域配宿に係る対策

広域配宿が生じた場合の対策については、宿泊市町村及び関係機関等と調整し実施する。

6 警備業務

(1) 基本事項

競技会場等の雑踏事故及びその他事件・事故の防止に取り組む。

(2) 実施内容

ア 大会準備期間中

- (ア) 競技会場等における自主警備体制の確立に関する事。
- (イ) 実地踏査の実施に関する事。
- (ウ) 通信体制の確立に関する事。
- (エ) 施設及び構造物の安全対策の推進に関する事。
- (オ) 関係機関等との連絡協力体制の確立に関する事。
- (カ) その他必要な警備業務に関する事。

イ 大会会期中

- (ア) 雑踏事故及びその他事件・事故の防止に関する事。
- (イ) 競技会場及び周辺における犯罪の予防に関する事。
- (ウ) 通信手段の確保及び運用に関する事。
- (エ) 選手・監督、役員、視察員、報道員その他関係者及び一般観覧者の競技会場での誘導及び混雑防止の措置に関する事。
- (オ) 競技会場等における避難通路の確保に関する事。
- (カ) 入退場者管理に関する事。
- (キ) 迷子及び遺失物への対応に関する事。

- (ク) 不審者及び不審物の発見と適切な対応に関すること。
- (ケ) 競技会場等への不法侵入予防、施錠確認等の管理に関すること。
- (コ) 犯罪行為等、円滑な運営を妨害しようとする者への対応に関すること。
- (サ) その他必要な警備業務に関すること。

7 大規模災害及び突発重大事案に係る対策

大規模災害及び突発重大事案に係る対策については、関係機関等と連携を図りながら対応する。

8 その他

- (1) 伊那市で開催するリハーサル大会における警備・消防防災については、必要に応じてこの要項を準用する。
- (2) この要項に定めるもののほか、警備・消防防災業務の実施について必要な事項は、別に定める。

信州やまなみ国スポ・全障スポ
伊那市リハーサル大会開催基本計画（案）

1 目的

信州やまなみ国スポ・全障スポ（第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会、以下「国スポ・全障スポ」という。）に備えて、伊那市で開催する競技別リハーサル大会（以下「リハーサル大会」という。）については、長野県（以下「県」という。）の「第 82 回国民スポーツ大会競技別リハーサル大会開催基準要項」及び「第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会伊那市競技運営基本計画」に基づき、競技会の運営能力の向上と市民の機運醸成を図るため、県、競技団体、関係機関および関係団体（以下「県等」という。）と協力して開催する。

2 リハーサル大会の選定

リハーサル大会は、県等との協議により選定する。

3 リハーサル大会の運営

リハーサル大会は、原則として国スポ・全障スポに準じて運営するものとし、競技団体と協力し、目的や実情に応じて、必要最小限の経費で創意工夫を凝らし、質の高い効率的な大会運営に努める。

4 内容

(1) 実施本部の設置

リハーサル大会の運営に万全を期するため、大会実施本部を設置する。

(2) 競技運営

ア 競技運営の主管は県および競技団体とし、信州やまなみ国スポ・全障スポ伊那市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、県および競技団体との緊密な連携のもと、合理的かつ効率的な運営に努める。

イ 競技記録の収集及び速報については、競技団体との緊密な連携のもと、迅速かつ正確な記録の収集および速報に努める。

(3) 式典

ア 開・閉会式および表彰式（以下「式典」という。）は、競技団体と協議し、競技運営に支障のないよう簡素化に努める。

イ 式典で使用する音楽は、デジタル音源等の活用するなど簡素化に努める。

(4) 施設

リハーサル大会で使用する施設は、原則として国スポ・全障スポで使用する競技会場を充てることとし、できる限り国スポ・全障スポと同じ条件により行う。

また、リハーサル大会の運営に必要な仮設施設については、県等および施設管理者と協議のうえ整備する。

(5) 競技物品

リハーサル大会に必要な競技物品については、既存物品を活用することとし、不足する場合は借用での対応を基本とする。また、物品を新たに購入する場合は、国スポ・全障スポ等での使用を考慮し、必要最小限とする。

(6) 広報・市民運動

国スポ・全障スポに対する市民の理解を深め、市民総参加の機運を醸成するため、広報活動および市民運動を展開する。

(7) 観光・おもてなし

リハーサル大会に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員およびその他関係者ならびに一般観覧者（以下「リハーサル大会参加者等」という。）に心のこもったおもてなしを提供するため、必要に応じて歓迎装飾や案内所、休憩所、売店等を設置する。

(8) 医事・衛生

リハーサル大会参加者等の傷病に速やかに対処するため、関係機関等の協力を得て、医事救護体制を整えるとともに、清潔で快適な環境整備に努める。

(9) 輸送交通

リハーサル大会参加者等の輸送については、原則として既存の公共交通機関を利用する。ただし、公共交通機関の状況やその他の事情により必要と認めるときは、計画輸送を行う。

(10) 警備・消防

リハーサル大会を安全かつ円滑に運営するため、関係機関等と連携し、火災その他災害、事故等の未然防止に努めるとともに、非常時における緊急対応に万全を期する。

5 その他

(1) この計画に定めるもののほか、必要な事項は、市実行委員会の各基本計画に準じて実施する。

(2) 信州やまなみ全障スポ（ポ第 27 回全国障害者スポーツ大会）リハーサル大会については、長野県「信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会」が主体となって実施する。

信州やまなみ国スポ・全障スポ伊那市実行委員会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、信州やまなみ国スポ・全障スポ（第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会）伊那市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、信州やまなみ国スポ・全障スポ（第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会）において、伊那市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に関し必要な準備を行うことを目的とする。

(所掌事項等)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備に係る経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他実行委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 組織

(組織)

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 伊那市を代表する者
- (2) 伊那市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) 知識経験を有する者
- (5) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第5条 実行委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 5名以内
- (3) 常任委員 30名以内

(4) 監事 2名

(役員の選任)

第6条 会長は、伊那市長をもって充てる。

2 副会長、常任委員及び監事は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

(役員の職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長指名した順序により、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属団体又は所属機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解くことができる。この場合において、会長は、必要に応じて委員等を補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じて助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じて助言を行う。

5 顧問及び参与の任期等については、前条の規定を準用する。

6 顧問及び参与は、無報酬とする。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 実行委員会に、次に掲げる会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第 11 条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催に係る基本方針に関すること。

(2) 会則の制定及び改廃に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) 常任委員会に委任する事項に関すること。

(6) その他重要な事項に関すること。

5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面により議決に加わることができる。この場合において、当該委員は出席したものとみなす。

6 総会の議事は、出席委員（代理人にその権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。

8 会長は、必要があると認めるときは、委員へ事前に送付した議案に対して書面をもって表決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

(常任委員会)

第 12 条 常任委員会は、委員長、副委員長及び常任委員をもって構成する。

2 委員長は、会長をもって充てる。

3 副委員長は、副会長をもって充てる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した順序により、その職務を代理する。

5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。

6 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 総会から委任された事項に関すること。

(2) 総会を招集する時間的余裕がない緊急の事項に関すること。

(3) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託及び委任に関すること。

(4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。

- 8 前条第5項、第6項及び第8項の規定は、常任委員会について準用する。
- 9 常任委員会は、第7項の規定により審議し、決定した事項及び次条第2項の規定により専門委員会から報告のあった事項を必要に応じて次の総会に報告するものとする。
- 10 第8条の規定は、常任委員の任期等について準用する。

(専門委員会)

- 第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。
- 2 専門委員会は、常任委員会から付託又は委任された事項について調査、審議し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。
- 3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。
- 4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

- 第14条 会長は、特に緊急を要するため総会及び常任委員会（以下本条において「総会等」という。）を招集する時間的余裕がないと認められるとき、又は総会等の権限に属する事項で簡易なものについては、これを専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

- 第15条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

- 第16条 実行委員会の経費は、負担金その他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

- 第17条 実行委員会の収支予算は、総会の議決を経なければならない。
- 2 実行委員会の収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

- 第18条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 補則

(委任)

第19条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第20条 実行委員会は、その目的が達成されたとき、総会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散した場合において、その残余財産は、伊那市に帰属するものとする。

附 則

この会則は、令和7年10月7日から施行する。



**JAPAN
GAMES**

スポーツは、もっとオモシロイ。

